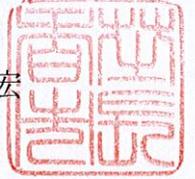


香納第307号  
令和5年11月14日

香芝市議会議長 川田 裕 様

香芝市長 福岡 憲宏



### 質問状に対する回答について

令和5年10月30日付けで香芝市議会基本条例に基づき提出された質問状について、下記のとおり回答いたします。

### 記

#### 質問状

香芝市議会基本条例第16条第1項の規定に基づき次のとおり質問するので、同条第2項により速やかに回答されたい。

#### 地方税法第18条（時効）等に関する質問主意書

令和5年10月16日に発出された香納第276号において、解釈の不能の部分が存在することから、改めて回答を求める。

平成30年度の時効に係る資料は提出されたが、その件数は687件に及び、延人数も137人と示され著しく多いことが分かる。その香納第276号に添付された資料1では、地方税法違反に該当する事項も見受けられ、滞納処分に関する地方税法違反が確認できる。

租税とは、住民に対し行政経費として強制的に税の徴収を行う制度であり、比例原則に反することを許されないことは、香芝市も理解するところである。そこで、本年度9月議会においても大量の地方税法違反（以下「本事件」という。）が発覚

したが、香芝市の本事件に対する是正措置並びに責任所在の確認及びその対処（以下「責任等」という。）について、市民に明らかにしなければならない。

然しながら、香納第 276 号には責任等は見受けられず、もし香芝市の公式な見解を求めずに素通りした場合、公正公平に事務執行が行わなければならない徴税事務に対し、不公平、不平等及び不公正であることは明らかである。

そこで、市民に事実を告知する意味においても、以下の質問に回答されたい。

質問（1）香納第 276 号の資料 2 により示された平成 24 年度から令和 2 年度における徴収金の期別件数 1,894 件、延人数 749 人、金額合計 64,990,659 円（延滞金除く）と驚くべき数字である。時効に及ぶ内容は様々であるが、事務執行に関する遵守事項としては地方税法に規定されるが、法で規定される事項には職員の裁量などない。即ち、時効による債権消滅とは厳格に限られるものと解する。そこで上記の事由を鑑み、平成 24 年度から令和 2 年度における地方税法違反の期別件数、延人数及び金額を示されたい。

香芝市・地方税法第18条（時効）関係

◆金額

表 1

徴収金	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	令和1年度	令和2年度
市県民税	5,366,360	5,281,100	7,826,820	7,379,220	87,500	415,050	3,209,076	80,000	0
法人市民税	89,400	0	0	0	0	0	0	0	0
固定資産税	8,393,423	899,560	11,774,772	4,822,589	13,000	0	6,138,798	1,952,400	7,000
軽自動車	454,000	127,600	251,900	235,900	0	32,800	152,391	0	0
小計	14,303,183	6,308,260	19,853,492	12,437,709	100,500	447,850	9,500,265	2,032,400	7,000
延滞金	0	10,440	275,200	228,000	0	15,800	982,400	50,100	0
合計	14,303,183	6,318,700	20,128,692	12,665,709	100,500	463,650	10,482,665	2,082,500	7,000

◆期別件数

徴収金	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	令和1年度	令和2年度
市県民税	77	113	5	149	4	32	156	2	0
法人市民税	2	0	0	0	0	0	0	0	0
固定資産税	116	151	220	196	1	0	327	0	1
軽自動車	69	28	75	71	0	8	53	38	0
小計	264	292	300	416	5	40	536	40	1
延滞金									
合計									

◆延人数

徴収金	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	令和1年度	令和2年度
市県民税	?	113	5	149	1	8	47	1	1
法人市民税	?	0	0	0	0	0	0	0	0
固定資産税	?	0	?	?	1	0	32	3	0
軽自動車	?	0	?	?	0	2	34	0	0
小計	133	133	185	168	2	10	113	4	1
延滞金	0	1	?	?	0	1	46	1	0
合計	133	134	?	?	2	11	159	5	1

※香納第276号資料 2 から作成

## ※【補足説明】

原則であれば、時効を迎えるにあたっては、いずれも地方税法による滞納処分がなされていないことは稀である。特に事由があるものについては執行停止等の措置が行われることから、正当な要件の適合がない限りは不適正な執行と指摘できる。上記の質問は手続き履践の確認であり、正当な裁量を除いた地方税

法の規定に適正に行われていない件数等を確認するものである。

【回答】平成 24 年度から令和 2 年度における地方税法違反に該当する事案については、件数 7 4 件、延べ人数 3 2 名、金額 3, 491, 434 円となります。つきましては、それらを本来の時効到来年度ごとに分類した表を【別添資料①】として添付します。

質問（2）上記に示した、香納第 276 号の資料 2 により示された平成 24 年度から令和 2 年度において、地方税法に規定される時効に至る過程において、差押え件数、滞納処分の停止件数、納税の猶予の場合の延滞金の免除件数、納税猶予件数、それに伴う担保の設定件数、担保の徴取件数、保全差押え件数、担保の処分件数、時効の完成猶予及び更新件数を年度別及び総計を示されたい。

【回答】ご指摘の件について、現存する資料を基に、確認可能な情報を抽出し集計しておりますので、【別添資料②】をご参照願います。  
なお、ご質問のうち、担保の処置については換価件数として集約しております。

質問（3）平成 24 年度から令和 2 年度において、香納第 276 号の資料 2 に示された事項及びその経緯に関する滞納処分等の事情聴取やその内容の確認は市長から職員に対して行われたかの確認を行う。地方税法において、その権限は地方公共団体の長が授権するものであり、その責任は長にある。上記した長の行為の有無について示されたい。

【回答】当時、市長による具体的な事情聴取等を行われていません。

質問（4）上記（3）の質問に関して、地方公共団体の長の権限である徴収事務について、地方税法違反が行われていた場合は担当に事務分掌されているとしても、地方公共団体の長は決裁を行う立場に有り、時効件数と滞納処分及び執行停止等の整合性が合わない状況下では、容易に事務執行の不適正は確認できるものである。その徴収事務に係る民主的統制の一つとされる決裁における職務怠慢とその責任の指摘は免れないと思慮するが、香芝市の見解を示されたい。

【回答】事務執行にあたっては、一義的には補助機関である職員が職務に専念し、その責任を負うものでありますが、それらの結果も含め、最終的な全ての責任については任命権者である市長が負うものと考えます。

質問（５）徴収事務の適正化は、平成１９年度当時に審議された歳入健全化対策特別委員会において徴収事務の適正化が行われ、現在でも続く債権管理規則に規定される滞納等審査会も継続されている。然しながら、その内容についての強化も見受けられず、平成２４年度から令和２年度における地方税法に基づく事務は適正ではなかったと指摘しなければならない。徴税とは行政事務における裁量権は非常に狭く、その理由は租税論に基づくものであることは明らかである。なぜ不適正な事務執行が有るにも関わらず債権管理規則の改正等の補強も行われずに、担当者が代わることにより、本来は持ちえないはずの裁量権を持つに至っていたのか。その原因と是正しなければならない事項を詳細に示されたい。

【回答】徴税吏員としての自覚や徴税取り組みに対する意識が不十分であったため、債権管理規則や滞納等審査会の持つ本来の機能が損なわれたと考えられることから、今後、改めて職員研修を行うなど、職員の意識改革に向けた対策を講じる所存です。

質問（６）滞納審査会は、７月と２月に開催されていると伺う。本年度の決算特別委員会においても発覚したが、時効による債権消滅について出納閉鎖における期間にも適正な処理が行われていなかった。まして、その内容は酷いものであり滞納処分を一切行っていないという地方税法違反による香芝市民への背信行為も発覚した。滞納等審査会では、不納欠損を承認するだけが規則の趣旨ではなく、各規定による確認等も含めた適正な事務執行を行うことが目的である。然るに、職務怠慢が発生していた原因は何なのか。滞納等審査会の開催する目的も含め、厳格に見直す必要があるのではないか。滞納等審査会の開催回数、その審査項目、責任の所在の明確化、決裁における統制の強化、その他多くの是正を行う必要があると思慮するが、香芝市は改善する姿勢はあるのか、その見解を示されたい。

【回答】今般の問題点を踏まえ、徴収困難案件に対する取り組み意識の改革、及び滞納等審査会の機能面の強化について、検討中であります。

質問（7）香納第 276 号の質問（3）に対する回答には疑義がある。質問では平成 31 年の滞納等審査会（2 月開催分）に時効分が集中していることへの問いだが、回答は平成 30 年の決算審査において指摘を受けてから調査したとされる。本来は、時効に至るまでの滞納処分等の確認は事務において重要事項を思慮するが、この回答では明らかな職務怠慢が平然と行われていたと指摘せざるを得ない。その職務怠慢について香芝市の見解を示されたい。

【回答】滞納処分等が放置されてきた件につきましては、該当期間中に在籍していた職員を始め、管理職の対応に問題があったと考えます。

質問（8）香納第 276 号の質問（4）に対する回答には疑義がある。平成 30 年度の決算特別委員会における担当職員の答弁を質したものだが、その回答から端的に指摘すると、平成 30 年度の担当課長は不納欠損処理の未済事案は知らなかったと回答している。然しながら「知らなかった」を理由に縷々弁明が記されているが、平成 30 年度の決算審査では、滞納処分等の処理を「すべて徹底的な調査をしている」旨を回答しているが、この回答では、「厳格に取り組まれていると認識していた。」とされ、知りえない事実にも関わらず、議会軽視の答弁であったことが分かる。また調査の事実では、多数の不適切な事務が発覚し、決算特別委員会における答弁の「徹底的に調査をしている」とは虚偽であり、その事から鑑みると、担当課長の著しい職務怠慢を、本人の想いにすり替える行為が許される組織体制と指摘せざるを得ない。重要案件に対して、「知らなかった」とは他人事であり、重要な事務の放置と解せるが、それは市民への背信行為、職務怠慢に該当するかの香芝市の見解を示されたい。

【回答】ご指摘の平成 30 年度について、管理職は日頃から担当課における業務の執行状況を適切に管理・把握することが職責であり、それらを怠ることは職務怠慢に該当すると考えます。

質問（9）令和 4 年度香芝市決算特別委員会において、固定資産税の延滞金に対して、滞納処分が一切行われていなかった地方税法違反が発覚（以下「滞納処分放置事件」という）したが、その詳細を弊職が調査したところ、総務省から以下の通知が発出されている。

地方税法の施行に関する取扱いについて（道府県関係）

（平成 22.4.1 総税都 16）最終改正 令 4 総税都 22（令和 5 年 1 月 1 日以降に適用される部分については未改正）

**【抜粋】**（2）地方団体の徴収金（滞納処分費を除く。）が完納され、滞納処分費だけが未納となっている場合において、その滞納処分費に付き滞納者の財産を差し押さえようとするときは、滞納処分費の徴収の基因となった地方団体の徴収金の年度及び科目、納付すべき金額、納期限並びに納付場所を記載した文書で納付の告知をしなければならないこと。

なお、滞納処分費につき直ちに滞納処分をしなければならないときは、徴税吏員に口頭で行わせることができるものであること。（法 13②、令 6 の 2 の 2）

上記の通知から鑑みれば、本事件は平成 30 年 3 月 26 日に徴収金について納税告知を行っていた。その納税告知の納期限は告知日と同日の 3 月 26 日であった。即ち、上記通知の通りに「財産を差し押さえようとするとき」に該当し、平成 29 年度の事務執行は適正に行われていた。然しながら、平成 30 年度の課長は滞納処分の手続きの履践が適正にも関わらず、滞納事実を知り得ながら滞納処分を放置させていたことは発覚している。

上記の手続の明らかな瑕疵から、納税告知まで行っていながら、その後における滞納処分の放置した行為は、本事件の根幹の部分と指摘できる。この時点で適正に滞納処分が行われていれば、後の問題もなかった基因となる事実であることは言わずもがなである。

この本事件は、新聞でも報道され住民に大きな衝撃を与える事件となったが、公平公正に納税を戴く市民への背信行為は明らかであり、地方税法の範囲を超えた裁量権の濫用であり、行政の決裁制度における統制すら失われたものであり、あり得ない地方税法違反であることは香芝市も認めるところである。

そこで、本事件の事件発生における基因の事実確認を行う。上記した弊職の調査事項について、香芝市との認識について齟齬がないかを確認する。香芝市の見解を示されたい。

**【回答】** ご指摘のとおり、本税が完納されて延滞金が確定した時点で、速やかに延滞金の徴収業務に着手すべきであったと考えます。

【別添資料①】

		H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	合計
普徴	金額								121,300			121,300
	件数								9			9
	人数								3			3
固定	金額	3,300	3,300	3,300	3,300	3,300	3,300	32,700	56,800	29,300	3,152,034	3,290,634
	件数	1	1	1	1	1	1	3	5	3	21	38
	人数	1	1	1	1	1	1	2	2	2	2	14
軽自	金額							1,000	14,000	2,000		17,000
	件数							1	5	2		8
	人数							1	5	2		8
延滞金	金額						2,900	10,100	0	5,600	43,900	62,500
	件数						2	5	0	4	8	19
	人数						1	2	0	1	3	7
合計（年度）	金額	3,300	3,300	3,300	3,300	3,300	6,200	43,800	192,100	36,900	3,195,934	3,491,434
	件数	1	1	1	1	1	3	9	19	9	29	74
	人数	1	1	1	1	1	2	5	10	5	5	32



売掛金	件数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	金額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
売掛金（換価分）	件数	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
	金額	0	109,020	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	109,020
延滞金	金額	0	100	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	100
動産	件数	0	1	0	1	0	0	3	1	1	0	0	0	7
	金額	0	0	0	973,787	0	0	4,223,002	102,395	9,134,300	0	0	0	14,433,484
動産（換価分）	件数	0	0	0	1	0	0	2	1	0	0	0	1	5
	金額	0	0	0	11,310	0	0	10,870	6,800	0	0	0	2,550	31,530
延滞金	金額	0	0	0	80	0	0	0	0	0	0	0	0	80
合計	件数	154	224	356	199	145	178	317	231	341	206	176	2,527	
	金額	16,713,398	29,185,423	129,088,686	38,636,141	11,612,127	20,527,769	55,703,966	67,554,931	92,188,883	52,109,311	56,035,204	569,355,839	
合計（換価分）	件数	177	248	335	186	144	165	266	161	268	145	144	2,239	
	金額	12,667,694	13,064,073	14,613,272	12,588,355	5,281,337	5,966,930	13,070,634	10,350,831	24,188,493	18,584,115	4,943,798	135,319,532	
延滞金	金額	4,109,321	1,757,437	2,392,820	2,219,173	1,657,331	554,526	1,619,975	1,549,730	3,467,203	4,776,654	1,177,162	25,281,332	

【別添資料②-2】

執行停止一覽

		R4	R3	R2	R1	H30	H29	H28	H27	合計
市県民税	延人数	35	33	43	48	62	44	17	14	296
	期別件数	141	246	324	347	420	208	113	146	1,945
	金額	2,130,933	6,178,395	13,490,984	8,991,174	8,710,049	10,040,006	4,473,256	2,522,957	56,537,754
法人市民税	延人数	1	1	1	2	6	0	0	2	13
	期別件数	2	1	1	2	9	0	0	2	17
	金額	100,000	50,000	50,000	85,080	522,382	0	0	180,000	987,462
固定資産税	延人数	5	7	24	16	12	5	8	5	82
	期別件数	81	98	320	297	139	75	95	97	1,202
	金額	838,625	1,828,800	13,498,260	4,137,774	2,242,009	1,342,600	1,890,106	12,239,371	38,017,545
軽自動車税	延人数	18	15	23	19	31	6	5	2	119
	期別件数	49	42	73	67	116	24	24	6	401
	金額	182,552	225,879	347,745	295,944	507,993	109,749	90,714	6,000	1,766,576
合計（本税）	延人数	59	56	91	85	111	55	30	23	510
	期別件数	273	387	718	713	684	307	232	251	3,565
	金額	3,252,110	8,283,074	27,386,989	13,509,972	11,982,433	11,492,355	6,454,076	14,948,328	97,309,337
延滞金	延人数	3	15	23	29	26	11	11	8	126
	期別件数	31	86	70	216	112	37	48	38	638
	金額	3,680,310	332,170	798,600	2,514,990	1,185,100	315,460	633,000	599,200	10,058,830

【別添資料②-3】

分納・猶予状況

		R4	R3	R2	R1	H30	H29	H28	合計
納付誓約による分納	件数	548	651	715	780	636	558	439	4,327
	金額	336,381,651	401,820,857	510,096,390	417,299,009	303,970,063	297,496,078	208,563,901	2,475,627,949
徴収猶予	件数	4	41	151	7	3	6	12	224
	金額	1,993,400	18,433,048	94,766,156	5,606,421	5,073,940	2,733,080	4,845,728	133,451,773
換価の猶予	件数	182	216	269	341	545	582	642	2,777
	金額	29,684,620	33,891,034	40,031,647	63,010,026	87,147,847	133,730,746	161,598,389	549,094,309